大阪府ＧＨガイドライン文案への意見　　　　　　　　　　　　　　　　　　2017年3月

古田朋也

　ガイドライン案の「Ⅱ－４．スプリンクラー設備の免除要件の検討」部分について、以下のような文案について検討頂きたい。

４．スプリンクラー設備の免除要件の検討

　消防法令におけるスプリンクラー設備を設置することを要しない規定である規則12条の２は、大規模な物件、施設仕様の物件を想定して策定されているため、一般住戸（戸建て・共同住宅）には合致しない設備・構造要件がある。ついては一般住戸にない要件については下記の要件をもって代替要件とみなすことはできないか検討頂きたい。

1. ３室・100㎡の防火区画要件について

　①　規則12条の２第1項1号ホ「3室・100㎡の防火区画」は施設仕様の物件にはあるが一般住宅（戸建て・共同住宅）にはないため、小規模な物件（述べ面積200㎡未満）で、建築基準法令における「間仕切壁免除」の規定（各居室の出口から屋外等まで8ｍ以内・内装不燃の場合16ｍ以内）をもって、代替可能とみなすことはできないか。

　②　また、規則12条の２第１項１号では準耐火構造物件で「３室・100㎡の防火区画」が要件とされているが、規則12条の２第1項2号では耐火構造であれば「200㎡いないの防火区画」とされている。ついては、耐火構造の共同住宅では、1住戸単位100㎡未満ごとに防火区画がされていることをもって「3室・100㎡の防火区画」要件を満たすと読み替えられないか。

（２）２方向避難要件について

　　規則12条の２第2項2号ホ「２方向避難」要件は、全居室は横並びになった施設仕様の物件にはあるが一般住宅にはない。

　　ついては戸建てでは小規模な物件（述べ面積200㎡未満）で、２階建てでは一時避難場所として有効なバルコニーがあること（２㎡以上、道又は道に通ずる幅１ｍ以上の通路あり）、各居室から当該バルコニーや玄関等の屋外まで８m以内であることをもって代替可能とみなすことはできないか。

　　共同住宅では耐火構造で、住戸単位で２方向避難可能であれば、２方向避難要件を満たすと読み替えられないか。

（３）内装不燃化要件について

　　一般住戸では建築基準法令上、内装不燃化（難燃以上）が義務づけられてこなかった経過から内装不燃化されていない物件が多い。

　　ついては、戸建て住宅・共同住宅では内装不燃化されていなくとも、小規模なGH（延面積200㎡未満）で、夜間支援あり、3分以内避難可能、煙感知器設置、自火報・火通報連動、各居室から屋外まで8ｍ以内の要件を全て満たす物件については、内装不燃化要件を満たすと読み替えられないか。

（４）共同住宅でのその他の要件について

　①　店舗入り物件について

　　規則12条の２第3項では「５項ロ、６項ロ以外の用途に供される部分が存しないこと」との規定により、「店舗入り物件」では免除されないが、規定にある準耐火構造ではなく、耐火構造区画であれば「店舗入り物件」であっても可と読み替えられないか。

　②　他の居室を通過しないこと、不燃の戸の要件

　　規則12条の２第3項5号では「廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたもの」とされており、消防庁告示第４号（平成26年3月28日）において、「居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しないもの」「通路に面した居室の出入口には自動閉鎖装置付きの戸、不燃材料で作られたもの」とされており、これも施設仕様の物件を想定しており、一般の共同住宅では困難である。

　　ついては、「他の居室を通過しない」では、バルコニーもしくは玄関等の屋外まで８ｍ以内であることをもって代替可能とみなすことはできないか。

　　「自動閉鎖式の不燃の戸」については、ドアクローザの設置、不燃塗料の塗布によって要件を満たすと読み替えられないか。

以上をふまえ以下のような解釈が可能か検討頂きたい。

◆　戸建て住宅　（２３１号通知１、規則12条の２第２項の要件から）

・２階建て・述べ面積200㎡未満

・内装不燃ではないが、４：１以上の夜間支援あり、３分以内避難可能、煙感知器設置、自火報・火通報連動、各居室からバルコニーや玄関等の屋外まで８ｍ以内の要件を全て満たすこと。

（バルコニーは２㎡以上、道または道に通ずる幅1ｍ以上の通路あり等、一時避難場所として有効であること）

◆　共同住宅　（規則12条の２第1項、規則12条の２第3項の要件から）

・耐火構造物件、１住戸100㎡未満であれば店舗入り物件、避難階ではなくても可とすること。

・内装不燃ではないが、夜間支援あり、3分以内避難可能、煙感知器設置、自火報・火通報連動、各居室からバルコニーや玄関等の屋外まで8m以内の要件を全て満たすこと。

　（バルコニーや２㎡以上、道または道に通ずる幅1ｍ以上の通路あり等、一時避難場所として有効であること）

・各居室の戸の要件については、ドアクローザの設置、不燃塗料の塗布。玄関扉は自動閉鎖の鉄扉。

・「他の居室を通過しないこと」については、バルコニーもしくは玄関等の屋外まで8m以内であること。

＊自立歩行可能な要件をそれぞれに加えることも可能か。

＊２３１号通知は共同住宅の２階以下の物件に適用可能か。